

嬉野市外に転出される方へ

転出時の手続き一覧です。詳しくは各担当課へご相談ください。

新住所に引越してから14日以内に、お住いの役所で転入の手続きをしてください。

【転入時に必要なもの】

- 転出証明書(個人番号カードをお持ちの方は、発行されない場合もあります) 印鑑
- 個人番号カード、暗証番号(お持ちの方)
- 在留カード、特別永住者証明書(お持ちの方)
- 本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、健康保険証、年金手帳など)

- 転出先を変更する場合……転出手続きした市民課へご相談ください。転出証明書の有無で手続きが異なります。
- 転出をやめる場合……転出証明書(お持ちの方)、本人確認書類をお持ちになり、転出手続きした市民課で転出取消の手続きをしてください。

個人番号カードを利用した転出届

- 転入届の際は、個人番号カードと暗証番号が必要です。暗証番号が分からない場合、転入地で再設定できます。
- 転入届は、住み始めた日から14日以内、さらに転出予定日から30日以内でないと届出できません。その日を過ぎるとカードは廃止になり、紙の転出証明書の発行が必要です。

項目 (対象となる方)	手続き内容	担当課	
		嬉野庁舎	塩田庁舎
<input type="checkbox"/> 印鑑登録 (登録している方)	転出日で廃止になるため、登録証は返却いただくか、ご自分で処分してください。必要であれば転入先で登録してください。	市民課 0954-42-3304	市民課 0954-66-9118
<input type="checkbox"/> 国民健康保険 (加入している方)	転出日で資格喪失になるため、必要であれば転入先で加入してください。転出日以降は、嬉野市の保険証は使用できませんので返却ください。 ※施設入所や入学の場合は、お申出ください		
<input type="checkbox"/> 妊婦健診 (妊娠中の方)	転入先で健診票を交換してください。転出日以降は、嬉野市の健診票は使用できません。	-	健康づくり課 0954-66-9120
<input type="checkbox"/> 乳幼児健診、予防接種 (就学前のお子様がいる方)	転入先で乳児健診票を交換してください。転出日以降は、嬉野市の健診票は使用できません。 幼児健診、予防接種については、転入先でご相談ください。		
<input type="checkbox"/> 保育所、認定こども園 (入所しているお子様がいる方)	担当課へご相談ください。	福祉課 0954-42-3306	子育て未来課 0954-66-9121
<input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ (入所しているお子様がいる方)	退所の手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 退所届、印鑑		
<input type="checkbox"/> 児童手当 (高校3年生までのお子様がいる方)	喪失の手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 印鑑 ※公務員の方は、職場で手続きをしてください		
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 (受給している方)	住所変更などの手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書		

項目 (対象となる方)	手続き内容	担当課	
		嬉野庁舎	塩田庁舎
<input type="checkbox"/> 子どもの医療費助成 (18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	喪失の手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 受給者証、印鑑	福祉課 0954-42-3306	子育て未来課 0954-66-9121
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費助成 (受給している方)	喪失の手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 受給者証、印鑑		
<input type="checkbox"/> 幼稚園 ※認定こども園を除く (入園しているお子様がいる方)	各幼稚園へ直接お問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 小・中学校 (市内の小中学校に通うお子様がいる方)	転学通知書をお渡ししますので、これまでの学校で手続きをしてください。 ※これまでの学校で在学証明書などの交付を受けてください	-	学校教育課 0954-66-9128
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 (75歳以上の方) (65歳以上で一定の障がいがある方)	【県外へ転出の場合】 負担区分証明書の交付を受けてください。 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証、印鑑 ※入院、施設入所の場合は、お申出ください 【県内へ転出の場合】 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証、印鑑	福祉課 0954-42-3306	健康づくり課 0954-66-9120
<input type="checkbox"/> 介護保険	介護認定をお持ちの方は、介護保険証を返却し、受給資格証明書の交付を受けてください。 ※広域外の住所地特例施設に入所の場合は、住所地特例適用届の手続きをして下さい 介護認定をお持ちでない方は、介護保険証を返却してください。(65歳以上の方)	福祉課 0954-42-3306	子育て未来課 0954-66-9121
<input type="checkbox"/> 各種障がいなどの手帳 (お持ちの方)	転入先でご相談ください。		
<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費助成 (障がい者等の手帳をお持ちで該当する方)	転入先で、所得課税証明書が必要になる場合があります。 ※市民課窓口で取得できます		
<input type="checkbox"/> 自立支援医療、障がい者手当など	担当課へご相談ください。		
<input type="checkbox"/> 水道 (下水道も同時に手続きできます)	直接お問い合わせください。	佐賀西部広域水道企業団 0952-68-2225	
<input type="checkbox"/> 下水道(井戸水のみ)、し尿汲取り	使用中止の手続きをしてください。	環境下水道課 0954-42-3317	市民課 0954-66-9118
<input type="checkbox"/> 飼い犬 (犬を飼っている方)	転入先でご相談ください。		
<input type="checkbox"/> 防災行政無線の個別受信機(撤去)	担当課へご相談ください。	財政課 0954-42-3301	総務・防災課 0954-66-9111
<input type="checkbox"/> 市営住宅 (入居者および同居者)	【入居者】退去の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 印鑑、入居者名義の通帳 【同居者】異動の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 印鑑、転出先住民票(写)	建設課 0954-42-3311	-